

北陸大学 紀要
第11号 (1987)
pp. 71~92

“異端”の誕生

——西欧中世におけるワルド派“異端”の一要因

村上良夫*

The Birth of a “Heresy”

——A Factor which made the Waldenses

a “Heresy” in the Middle Ages

Yoshio Murakami

Received October 26, 1987

I はじめに

中世の異端ワルド派は、なぜ“異端”となったのか。⁽¹⁾

これについては、主として外的状況に重きを置く見方、すなわち、「教会当局の冷淡さや敵意が、彼らを異端に追いやった」(J. B. ラッセル)⁽²⁾、「教会側の不適切な対応が、改革運動のつもりだったものを異端へと追いやってしまった」(M. ランバート)⁽³⁾、とする見方が現在一般的であるように思われる。⁽⁴⁾

異端ワルド派の成立に、そうした外的状況が大きく作用したことは否定できないであろう。しかし、はたしてそれだけでワルド派の“異端”性を十分説明できるであろうか。仮に教会側が彼らを受け入れていたなら、彼らは“異端”とはならなかったであろうか。いや、その前に、そもそも教会側はなぜワルド派を受け入れることができなかったのか。G. レフは言う、ワルドーらの運動は「本来敬虔で無学な平信徒たちの集まりであって、聖フランシスの初期の弟子たちと本質的に何ら異なるところがない」⁽⁵⁾と。そして J. B. ラッセルも言う、異端者リヨンのワルドーと聖人アッシジのフランシスとの間には、ほとんど違いはない、ただフランシスのほうが、ちょうど教皇庁が柔軟な態度を取っていたその時に出てきたということだ⁽⁶⁾、と。しかし本当にそうであろうか。

ワルド派の“異端”性に関して、これまで一つの事柄がともすれば過小評価されてきたように思われる。それは彼らの<聖書主義>である。もちろん、彼らが中世において最初に聖書の口語訳(俗語訳、自国語訳)を手にした人々であることはよく知られているが、しかし彼らの

*教養部

Faculty of General Education

“異端”性と彼らの〈聖書主義〉との関連について、もっとその重要性が認識されてしかるべきではなかろうか。換言すれば、彼らの〈聖書主義〉こそ、彼らをして中世における“異端”たらしめた一つの大きな要因なのではないか。外的要因のほうが強調されがちなワルド派異端の研究に関し、あえて内的要因にも光を当て、よりバランスのとれた包括的理解への道を探ること——これが本稿の目的である。手順としてはまず、初期ワルド派と聖書との関係を史料に即して考察し、実際に彼らの〈聖書主義〉がどのようなものであったかを見る。次に、中世ヨーロッパにおいて聖書はどのような位置にあったか、西欧中世における聖書の“危険性”を具体的に考察・検討する。更に、そうした聖書の“危険性”を裏づけるものとして、教会側の見解や対応策を見ていくことにしたい。

II 初期ワルド派と聖書

ここでは初期のワルド派と聖書との関係を、主要な史料に即し、時間的経過に沿って、具体的に跡づけていくことにする。

(一) ワルドーの回心と最初のワルド派たち(1173年頃)

ワルド派の起源については不明の点が少なくないが、⁽⁷⁾一応の通説に従えば、1173年のある日曜日、南仏はリヨンの富裕な商人ワルドーの回心に始まる。⁽⁸⁾作者不詳の『ラン世界年代記』⁽⁹⁾は、「利子を取って貸し付けるといふよこしまなやり方によって莫大な財を蓄えていた」ワルドーが、「ある日曜日、ひとりの吟遊詩人の回りに群衆が集まっているのを見て彼も近寄り、詩人の言葉に心を動かされ」、詩人を家に連れて行って聖アレクシスの伝説を詳しく聞いたと記している。自分の魂の問題に不安を抱いたワルドーは、翌朝聖職者を訪ね、「もし全からんと欲せば持てるものを売り払うべし」〔マタイ19の21〕という福音書の言葉による勧告を受けてその通りにする。財産の一部を妻と二人の娘に分け与え、大部分は貧民に施したのである。

もっと詳しいのは異端審問官ブルボンのステファヌス(1261年没)による報告である。⁽¹⁰⁾彼はワルド派の始まりについて、いちばん最初のメンバーたちを実際に目撃した人々や、ワルドーに頼まれて聖書を自国語に翻訳してやった者たちから直接聞いたことだとして次のように述べる——

「その町〔リヨン〕にワルドーという富裕な商人がいた。彼は教育はなかったが、福音書のことを聞き、その中に何が書かれているのかももっと正確に知りたと思った。彼は聖職者たちと契約して、ひとりには福音書を自国語に訳させ、もうひとりにそれを書き取らせるようにした。聖職者たちはこれを実行した。聖書の多くの書についてのみならず、教父たち……の多くの章句についても。この者〔ワルドー〕はこれらの聖句に夢中になってそれらを暗記し、ちょうど使徒たちが追い求めたような、福音書にある完全さに一身をささげようと決心した。財産をすべて売り払い……金を貧民にばらまき、傲慢にも使徒たちの務めを横取りしたのである。通りや大路で福音書や自分が暗記した事柄を説教し、回りに多くの男女を引き寄せて彼らにも同じようにするよう語った。……彼はまた、最も卑しい職業出身の者たちをすら近隣の村々に派遣して説教させた……」。

ステファヌスの報告は、目撃者や当事者たちから直接得た情報によるというだけに具体的である。ワルドーが最初から口語訳(自国語訳)の聖書を持ち、暗記するほど熱心に読み、使徒

たちにならって清貧のうちに説教し伝道していくようすがうかがえる。しかしまもなく、「彼らはリヨンの大司教の前に出頭を命ぜられ、聖書を説き明かすこと即ち説教活動にたずさわることを禁じられた」。(ステファヌス)¹¹⁾

それならばとワルドーは、ローマに行って教皇から説教の許可を得ようとする。それがラテラノ公会議の時である。

(二) 第三ラテラノ公会議の際のワルドー (1179年)

ワルドーは仲間のひとりを伴ってローマに赴く。『ラン年代記』はこう述べる——「教皇〔アレクサンデル三世〕はワルドーを抱擁し、彼の自発的貧困の誓いを賞したが、彼であろうと弟子たちであろうと、その地区の司祭の同意なくしては説教はしないようにと命じた」。¹²⁾この折りにワルドーらを審問したイングランド人ウォルター・マップは、その時のことをこう述べている——「彼らは教皇のもとに、フランス語〔プロヴァンス語〕で書かれた1冊の本を提出した。それには詩編の本文と注釈、並びに旧新約聖書の書巻の多くが含まれていた。彼らは自分たちに説教の権限を与えてほしいと教皇に執拗に懇願した。自分では熟達者のつもりだったのである、彼らは素人にすぎないのに……」¹³⁾

当代一流の知識人であったマップから見れば、ワルドーたちはまさしく「単純で無学な者たち」にすぎなかったであろう。しかしここで大事なのは、とにかくワルドーたちは自国語の聖書を持っていたということである。そしてそれに基づく説教の許可を求めたということである。しかし、この願いはしりぞけられた。彼らは自由に説教することを禁じられる。しばらくの間、彼らはこの命令を守った。だが、やがてそれを破るようになる。

(三) 「人に従うよりは……」(1181年頃)

ワルドーたちが教会の命令に従わなくなっただけについては、ブルボンのステファヌスが記している——

「彼らの頭目は、まるでペテロにでもなったつもりで、ペテロの言葉でもって大司教に答えた、『人間に従うよりは、神に従うべきである』、『すべての造られたものに福音を宣べ伝えよ』と使徒たちにお命じになった神に、と。彼は神が使徒たちに言われたことを、あたかも自分たちに言われたかのように、こう主張したのである。……これらの者たち、すなわちワルドーとその弟子たちは、その鉄面皮と使徒職の篡奪とによってまず不従順に、さらに反抗へと陥り、そしてついには破門の宣告を受けるに至った」。¹⁴⁾

明らかにワルドーたちは、聖書の言葉をもって教会の権威に対抗している（「人間に従うよりは、神に従うべきである」行伝5の29、「全世界に出て行って、すべての造られたものに福音を宣べ伝えよ」マルコ16の15）。彼らには、教会に代わる権威の拠り所—自国語の聖書—があった。教会の権威に従うか従わないかがフランシスとワルドーとの根本的な相違点であったとしばしば指摘されるが、¹⁵⁾しかし実はそこにこそ両者の本質的な違いがひそんでいる。つまり、ワルドーたちが教会の命令に従わなくなったのは、教会の権威に代えて、聖書をこそ信仰と生活の唯一の権威として受け入れるようになったことを示しているのではないか。教会の命令より聖書の言葉のほうを優先させる。聖書を教会の上に置き、最高の拠り所とする。かくて教会の命令にもはや従わなくなった“異端”ワルド派が誕生する。おそらく1181～2年頃のことであろう（1180年になされたと思われる『リヨンのワルドーによる信仰告白書』は、いまだ教会の枠内にある“正統”信仰をうかがわせる。そしてこのすぐあと、彼らは教会に従わなくなっていったので

はないかと推測されている¹⁶⁾。

(四) ヴェロナ公会議における異端宣告 (1184年)

もはやはっきりと教会に従わなくなったワルド派は、1184年11月、ヴェロナ公会議において教皇ルキウス三世が出した異端禁圧令の中に、他の異端的諸宗派と共に名を連らねることになる——

「…たとえどのような名称で呼ばれていても、すべての異端を使徒的權威に基づいて、この教書をもって排斥する。特に、カタリ派、パタリ派、および謙讓派、リヨンの貧者と自称して人々を欺く者〔ワルド派を指す〕、パツサリア派、ヨゼフ派、アルノルド派を、永遠に排斥されたものであると決定する」。「一部の人々は、信心深いふりをして……自分は説教をする権利があると言っているが、聖職停止制裁を受けた者、または任命を受けていない者が、使徒座またはその地方の教区長によって公的または私的に説教する権利を受けたと考えたり…
…聖なるローマ¹⁷⁾教会が教え、行っている以外のことをあえて考えたり教えたりするすべての者を破門する」。

ワルド派（「リヨンの貧者たち」）はかくて正面から異端と宣せられ、公に攻撃駆逐の対象となる。ワルド派がこうして急激に“異端”化していったこと背景には、他の異端的諸宗派とのつながりや、教会側の狭量で高圧的な態度があったことも確かであろうが、しかしそもそもワルド派自体の中に、教会の指示より聖書の命令のほうを上置く、教会の權威に代えて自国語聖書に權威の拠り所を置く、という要素があったことが大きいのではなかろうか。ワルドーらは決して最初から反教會的ではなかったと思われる。しかし教会より聖書を第一にすることによって、結局は教会から遠ざかる道を歩きだすことになる。

(五) ナルボンヌにおける公開討論 (1190年)

1190年、ナルボンヌにおいて教会側とワルド派との討論会が持たれたが、そのすぐあと（1191年頃）、プレモントレ修道院長であったフォンコードのベルナルドウスが、ワルド派を論難する文書を書いている。この文書から、当時のワルド派の何が問題であったのかがある程度うかがえるのであるが、ちなみに各章の見出しをいくつか拾い上げてみよう——

第1章：本章は、教皇にも他の聖職者にも従う必要はないという彼らの主張に反駁する。

第4章：すべての者は、平信徒であっても、説教することすることができるという主張を論破する。

第6章：『人間に従うよりは、神に従うべきである』と使徒と一緒に言う彼らの議論に対する回答。

第8章：女も説教できるという彼らの主張への反論……

第9章：施しも断食もミサも祈りも、死者には何の益もないとする彼らの主張への反論……

第10章：煉獄の火を否定する者たちへの反論……

第12章：教会で祈ることを拒み、教会はその名に値しないと切り切る者たちへの反論……

また特に、聖ステファヌスの言葉を持ってきて『いと高き者は、手で造った家の内にはお住みにならない』¹⁹⁾と言う異端者たちの論法への回答……。

ここにはさまざまな論点が含まれている。俗人の自由説教の主張、既存の教会の權威の否定、教会の教える教理のいくつかの否定など。これらには、南仏にすでに存在していた他の異端的諸宗派（特に Petrobrusins〔ブリュイのペトルスの信奉者たち〕や Henriciens〔ヘンリクス

派]など)の影響があることは十分考えられようが、⁽²⁰⁾しかしそれを考慮に入れてもなお、やはりここには、聖書に基づいて、誰もが説教できると主張し、また教会を批判し教理を批判している彼らの姿が読み取れる。

(六) メッツにおけるワルド派の活動(12世紀末)

12世紀も終りに近づいた頃、フランス北東部のロレーヌ地方にもワルド派は拡がり、特にメッツにおいて非常に目立つようになる。1199年、事態の深刻さを悟ったメッツの大司教は、教皇インノケンティウス三世に手紙を書く。異端対策について確認を得ておくためである。これに対し教皇は、メッツの教会と大司教とに、書簡を送る。7月12日付の前者宛て書簡に、彼はこう書いている——

「メッツの司教は私に次のことを知らせてきた。メッツ市の教会の多数の男女信徒が、聖書の中の福音書、パウロの書簡、詩編、教訓書、ヨブの書および他の多くの書をフランス語に翻訳したいという希望を持ち、このようにして自分たちの秘密の集会において訳した書物を、男女の信徒が自分自身で解釈し、説教しようとしている。……聖書を理解したいという望みと聖書によって人々を訓戒しようという熱心さは、非難すべきではない。しかし、男女の信徒が秘密の集会を持ち、自分たちに説教の任務があると主張することは、司祭たちの単純さをあざ笑い、自分たちの集団に参加しない者を非難することであると納得させるべきである……」⁽²¹⁾

5カ月後の12月9日、インノケンティウスはシトー修道院の院長とシトー派の他の二人の修道院長に、メッツの大司教が異端を鎮圧しようとしているのを助けるようにと指示している。彼は修道院長たちに、メッツでは「かなり多数の男女信徒が、聖書を翻訳したものを学ぶための秘密の集会において、僭越にも自分たちで説教している……禁じられているにもかかわらず。彼らは自分たちと異なる者を軽べつし、今言った翻訳を相変わらず学んでいる」と報じている。⁽²²⁾派遣された修道院長たちは、見つけることのできた聖書の翻訳をすべて焼却した。しかし異端が跡を絶ったわけでは決してない。1207～8年にはメッツの大司教は再びワルド派の問題に⁽²³⁾当面している。

いずれにしても教皇のこうした書簡から、ワルド派が自国語に訳した聖書を持ち、それを熱心に広めようとしていたことがよくわかる。こっそり集まっては聖書を学び、教え合っている彼らのようすが目に浮かぶようである。

(七) アラーヌスによるワルド派批判(1200年頃)

シトー派修道士リールのアラーヌス(1203年没)は、当時の最も学識に優れた人物のひとりで、<総合博士>と呼ばれたほどであった。この大学者が1200年頃、『当代の異端者たちに対する正統信仰の弁明』という一書を著しているが、その第二部はワルド派を駁するものである。ワルド派に対するアラーヌスの論難は、⁽²⁴⁾彼らは教会によっても神によっても遣わされたのではないのに勝手に説教を行っている、うわべは敬虔さを装いながら実は羊の皮をかぶった狼である、など、ほぼ従来通りの批判を開陳するのであるが、ただここで興味深いことは、ワルド派の道徳主義が初めて出てくることである。すなわち、いくつかの章の見出しを挙げてみると、「第15章：すべての嘘は許されない罪であると言う者たちの意見について。第18章：決して人は誓ってはならないという者たちの意見について。第20章：人を殺す正当な理由など何もないと言う者たちの意見について。」⁽²⁵⁾などとなっている。要するに、嘘・宣誓・殺人を否定すると

いうワルド派の道徳的な教えについてアラーヌスは論駁しているのであるが、ワルド派がこれらを否定したのは、それらが聖書では禁じられていたからだと考えられる。それはたとえば、1世紀も後のことになるが、ベルナルド・ギイ（14世紀前半のトゥールーズの異端審問官）が『異端審問官提要』（1320年頃）の中で述べていることから推測できる——「嘘をつくことは許されない（と彼ら〔ワルド派〕は言明する）：聖書によれば、すべて嘘をつく者は魂をそこなう。また、自分にされたくないことを他人にしてはならない。また、人は神の戒めを守らねばならない。また、いかなる場合でも誓ってはならない。なぜなら神は福音書の中で、いっさいの誓いを禁じられたからである：『いっさい誓ってはならない。天をさして誓うな。そこは神の御座であるから。地をさして誓うな。そこは神の足台であるから。……』」「……宣誓に関する聖福音書や聖ヤコブの言葉を、このような極端なまた不条理な意味に解釈しながら、宣誓は神によって禁じられていると説くのである。」「彼らは必要な説明もなしに、『人をさばくな、自分がさばかれないためである』、『殺すな』、またそのほか同じような聖句が書かれている聖福音書の言葉を用いる。彼らはそれらを理解していないし、それらの意味や解釈をつかんでもいないのだ……」。

100年以上も飛んでしまったが、13世紀初めにアラーヌスが指摘したワルド派の倫理的な教えは、14世紀前半に至るも連綿と引き継がれ、しかもその教えは明らかに聖書に基づくものであった。ここで我々は、ワルド派が自国語の聖書を所有し、それを読むだけでなく、現実にもそれを実生活の規準としつつあったことに注目したい。すでに1200年頃から、ワルド派は聖書を信仰と生活の中心とするようになっていたと考えられるのである。

さて、最初期1173年頃から1200年頃に至るまでのワルド派と聖書の関係を、史料に沿って概観してきた。ここでもう一つ、聖書に対するワルド派の態度をさらに詳しく述べたものとして、13世紀の半ば、パッサウ司教区のある異端審問官による報告がある。やや時代は下るが、聖書に対するワルド派の実際の取り組み方を伝えるものとして大いに参考になる——

「……私はあるひとりの無学な農民のことを聞き、また見たのだが、彼は『ヨブ記』を一語一語暗唱するのが常であった。また他の多くの者たちは新約聖書全体を完全に覚えていた。

……

男も女も、誰も皆、昼も夜も、教えることと学ぶことをやめようとしな。日中精出して働く職人たちは、夜学んだり教えたりする。……自分には覚えられないと言ってやめようとする者たちには、彼らはこう言う、『一日に一語覚えよ。そうすれば1年たつと300語覚えられ、そうやって上手になっていくのだ』。……

彼らはまた、ラテン語の祈禱は平信徒には役に立たないと言う。……また、聖書の言葉で証明できないような事柄は、いいかげんだと言う。……彼らはまた、新約聖書の聖句や旧約のかなりの部分を自国語で暗記している。彼らは教皇教書や教令、諸聖人の言葉や説き明かしを軽べつし、聖書の言葉だけに固執する。しかも聖句の神秘的な意味を認めようとはしないのである。……」

ここには、素朴にしかし徹底して聖書を信奉するワルド派の姿がある。少しく後代のものもあり、それだけ教会との隔たりも大きくなっていたことは確かであろうが、しかし聖書に対するこの熱意は、これは最初から一貫して彼らの内に流れるものであったと考えられるのである。

以上、ワルド派と聖書との密接な関係を跡づけてきた。明らかにワルド派は、そのそもそもの始まりから自国語の聖書を所有し、熱心に読み、暗記し、学び合い教え合った。そしてそこに記されていることに忠実に従おうとした。創始者とされるワルドー自身がそうであった。聖書を訳してもらって真剣に読み、信じ、従おうとして説教を始める。説教することを禁じられると、聖書の言葉通り、「人間に従うよりは、神に従う」ほうを選んだ。かくて教会の命令よりも聖書の教えのほうを拠り所とすることによってワルドーたちは説教活動を続け、ついに異端の宣告を受けることになる。教会よりも聖書を優位に置いたがゆえに、彼らは異端の道に歩み入るのである。現代のワルド派神学者・歴史家であったエミーリオ・コンバ（1904年没）の評するごとく、「彼らは一冊の書物しか持たなかった。しかしそれこそ決定的な書物であった」。

自国語の聖書を持ったと言っても、確かに書物としての聖書の数は少なかったであろう。しかし彼らは暗記することによって、冊数の不足を補ったと思われる。彼らは聖書を読み、暗記した。彼らの集まりは、聖書を学び教え合う場であった。彼らは福音を宣べ伝えよという聖書の教えに従って説教を行い、そして彼らの説教は聖書の言葉の説き明かしがその主な内容であった。聖書の言葉は彼らの倫理道徳をも規定し、彼らは虚言・宣誓・殺人を拒否する。聖書は教理の試金石となり、聖書に見出されない教えは否定されていく。——このように、ワルド派の運動は自国語聖書と共に始まり、その素朴な〈聖書主義〉は時の経過と共にますます強まっていったように思われる。

ワルド派がこうして他のものにもまして尊重し拠り所とした「聖書」は、それでは中世において実際のところどのような位置を占めるものであったろうか。常にワルド派の中心にあったこの「聖書」は、盛期中世の“キリスト教”社会においてどのような存在であり、それに徹底して従おうとすることはどのような結果を意味するものであったか。それを次に考察してみたい。

Ⅲ 西欧中世における聖書の“危険性”

聖書は、言うまでもなく、キリスト教の経典である。だがしかし、中世ヨーロッパにおいては、それはある意味で“危険”な書であった。むろん聖書には、その使信はそのまま誰にでも理解できるという面があると同時に、字義通りでは解釈の困難な、難解な箇所もあり、一面だけを取り出してきて極端な解釈・適用に走るといった傾向は古代からすでに存在した。その意味ではいつの時代にあっても“危険”な一側面を持つとも言えようが、しかしローマ・カトリック教会が聖俗共に大きな影響力を持ちえた盛期中世ヨーロッパにおいては特に、聖書は危険な書であった。それはなぜか。ここでは特に3つの点を取り上げてみる。

(1) 平信徒の自由説教を引き起こす

ワルド派が異端とされて排斥されるようになった直接の原因は、教会の任命も受けずに勝手に説教しつづけ、制止命令にも従わないという点にあった（1184年、ヴェロナ公会議）。H. グルトマンの言う通り、ワルド派は「知らず知らずのうちに、異端的分派となった。というのも、彼らがキリスト教徒の最高の義務と考えた平信徒説教を教会が彼らに許さなかったからである。そのため彼らは教会から除外され」ることになった。また、異端宣告から数年後のナル

ボンヌ討論会でも、教会側とワルド派との最大の論争点は平信徒の説教にあった、とトゥーゼリエは指摘する。⁶²

ここで疑問が起きる。聖書は明らかに福音宣教を命じている（「全世界に出て行って、すべての造られたものに福音を宣べ伝えよ」マルコ16の15。「あなたがたは行って、すべての国民を弟子として…あなたがたに命じておいたいっさいのことを守るように教えよ」マタイ28の19, 20。「あなたがたは…地のはてまで、わたしの証人となるであろう」行伝1の8, 等々）。にもかかわらず、なぜ教会は平信徒が聖書の命令に従って説教活動をするのを許可しなかったのか、逆に禁じようとしたのか。

これについては、無学な平信徒が説教をすると誤ったものになってしまいがちだったからと見る向きもあるが、これは必ずしも正しくない。説教の内容ではなくて、説教の行為そのものがまず問題だったからである。すなわち、平信徒が教会の許可なく自由に説教することは、恩寵の客観的施設たる教会の存在を危うくするものであったのである。⁶³

トレルチの古典的定義に従うなら、「教会の本質は、その客観的制度としての性格にある」。そして「教会の伝承、秘跡の恩寵と教会裁治権の鍵を握る司祭職と位階制は、恩寵の客観的宝庫を表している、たとえ司祭個人に価値がないという場合であっても」。教会の中にのみ恩寵がある。教会は救いのための唯一の施設であり、この意味でまさに教会の外に救いなし、であった。そして、カトリック教会を直接構成する聖職者たちは、平信徒とはっきり区別された特別な階層であり、説教は彼らにのみ属する職務の一つであったのである。それゆえに、平信徒が説教をすることは、聖職者にのみ付与された権限を侵害することであり横領することであった。そしてこれは、神と人との仲介をする救いの唯一の施設たるべきカトリック教会を無視し、否定するものであったがゆえに、看過できない由々しき問題であった。⁶⁴つまり、ただの平信徒が勝手に説教をするということは、教会自体の存在理由を揺るがし、ひいては教会の否定にまでつながりかねない重大な問題をはらんでいたのである。このように教会にとって本質的な問題であったからこそ、教会は平信徒の自由説教を放置することは断じてできなかった。アラームスはワルド派論駁の中でこう指摘する。

—「神の教会の職制が上位の役務者によって任命されるように、説教の務めもまた同様である。なぜならそれは教会において最も重要な務めであるから。ちょうど、アロンが祭司とされたような方法でしか聖職者にはなれないように、すなわち、だれも自分で聖職者になることはできないように、だれも自分の独断で説教者の務めを引き受けることなどできないのである」。⁶⁵

このように重大な問題であったからこそ、最大の公会議の一つ、1215年の第四ラテラノ公会議でも、その第3章「ワルド派の異端について」の項目の中でこう繰り返されているのである——

「『敬虔のうわべを借りて、その力を捨て』（2テモテ3・5参照）、自分自身で説教する許可を持つと考える者に対して、使徒は『派遣されなかったら、どうして宣教できよう』（ローマ10・15)と言っている。禁止された者、あるいは使徒座またはその地方のカトリック司教から許可され派遣されていない者が、自分は公にまたは私的に宣教の職責を持つと推定するならば破門制裁を受け、できるだけ早く改心しなければその他の刑罰を受ける。……」

叙任権闘争に見られるように、聖職者と俗人との区別が不明瞭になりがちな時代であったからこそ、教会はなおのこと両者の区別を強調する必要があった。そうした状況下において、平信徒が勝手に説教をして回るということは、教会にとって断じて許せぬ行為であり、正統な教

会を無視するまさに異端的所業であった。そして聖書は、それを単純素朴に読み、その教えに単純素朴に従おうとする人々を、この“説教”という行為に駆り立てる・仕向けるという意味で、つまり平信徒の自由説教を引き起こすという意味で、中世の教会にとっては“危険”な書物だったと言えるのである。

さらにもう一つ付け加えるなら、聖書は平信徒の自由説教の引き金、〈動因〉になるだけでなく、その〈内容〉、その〈材料〉ともなった。福音宣教を命じる聖書は、その宣教の内容・材料をも提供したのである。その好例がワルド派の場合で、ワルド派の説教はしばしば、暗記した聖句を語り伝えることから成り立っていた。ギイの報告を引用しよう——

「彼らは福音書や使徒書簡やその他の聖書から説教をする、その聖書を彼らは自分たちの解説によってゆがめているのだ、これまで決して真理の弟子ではなかった誤謬の頭として。説教は平信徒には固く禁じられているということを彼らは知っているのに」。

「彼らはしばしば福音書に基づいて、使徒書簡に基づいて、聖人の教訓や格言に基づいて説教をする：『福音書の中に、（と彼らは引用する）、聖ペテロの手紙の中に、聖パウロや聖ヤコブの手紙の中に、こう書かれている……』」。

このように聖書は平信徒が説教するための手段となり材料となった。従って、中世のカトリック教会にとって聖書は、平信徒の自由説教の動機となり内容となるという二重の意味で、危険性をはらむ書物であった。

(2) 教会に対する批判を生み出す

西欧中世の教会は、いわば世俗的な性格を有していた。高位聖職者たちは同時に大領主であった。「大修道院長、司教、大司教という高位聖職者」たち——「富と権力と統率力によって、これら教会の大領主は、武人の最高位の諸侯と並ぶ存在であった」⁽⁴¹⁾（マルク・ブロック）。聖職者は同時に封建領主であり、教会は富と人を所有し支配する「現世の大勢力」（ブロック）であった。こうした状況のもとでは、教会の世俗的側面がきわめて顕著に現れてくる。聖職者としてはふさわしくないような人物たちが教会を牛耳り、教会は富み栄えて奢侈や放蕩に走り、教会内の靈性は低下する。

中世の教会のこうした姿は、聖書、特に新約聖書に提示されているキリストや使徒たちの姿とは、はなはだしくかけ離れたものであった。とすれば、もし人々が自分たちで聖書を読み、そこに示されている生き方を知るなら、彼らはそれと現実の教会とを引き比べはしないであろうか。そして教会の状態を批判するようになりはしないであろうか。

ワルド派は、まさしくこの懸念が現実となった実例であった。彼らは自国語に訳された聖書を読み、その教えを規準としようとした。ウォルター・マップは、ワルドーたちを審問した記録の最後に、意味深長な言葉を付け加えている——

「彼らは一定の住居を持たない。彼らは二人ずつ出かける。はだしで、毛織りの衣をまとい、何ひとつ所有せず、使徒たちのようにすべての物を共有にし、身にまとわれなかったキリストにならって自分たちも身にまとわずに。彼らは、攻撃を加えることはできないものだから、いちばん控え目なやり方で最初の活動を始めている。もしわれわれが彼らを認めるなら、われわれが追い出されることになってしまうだろう」⁽⁴²⁾。

これは鋭い指摘だったと言わねばならない。もしもワルドーたちのような、使徒的清貧にな

らう生き方が公に承認されるなら、民衆は当然そちらのほうに心を引かれ、返す刀で教会を批判するようになるであろう。それは目に見えている。現実を一切顧慮することなく、新約聖書に述べられている初代教会の姿にひたすら従おうとする運動は、教会にとってはなほだ迷惑なものであり、教会批判につながるという危険性を内包するものであった。

西欧中世において、聖書を読み、その生き方を規準としてそれに単純に従おうとすることは、このように現実の教会の世俗性を批判することに容易につながっていくものであった。ワルド派の場合をもう少し見てみると、ブルボンのステファヌスはこう証言する——

「また彼らは言う、富とこの世の財産を持っている聖職者たちは、悪魔の子であり滅びの子である。そんな者たちに十分の一税や寄進をするのは罪を犯すことだ、なぜなら、それはちょうど豚脂に脂身を足してやるようなものだから、と。」

さらに、時代は下るがギィの報告も参考になる——

「また彼らは、ローマ教会の司教や教区司祭や修道士たちを非難譴責し、その職務を誹謗する。教会の聖職者たちは、盲人を手引きする盲人のようなものだ、純粋な福音を守ってもないし、使徒たちのような清貧を実行してもいないのだから、と彼らは主張する。また彼らは、人を欺く悪意をもって、ローマ教会それ自体が虚偽の家だと言う。また使徒たちの行状や完徳を自分たち自身と引き比べて、自分たちの功德も同等の水準にあると見なし、いたずらに自らを誇り、自分たちは使徒の後継者だ、福音的使徒的清貧を保持し遵守しているのだから、と言うのである」。

「彼ら〔ワルド派の指導者たち〕はまず、キリストの弟子たる者はどのような特質を持たねばならないかを福音書や使徒たちの言葉に基づいて教えることから始める。使徒たちにならって彼らと同じような生き方を守る者たちだけが使徒の後継者である、と彼らは言う。従って、この世の富を持ち、使徒たちの聖徳に少しもならおうとしない教皇や司教や司祭たちは、神の教会の真の牧者でもなければ指導者でもなく、貪欲でむさぼる狼である。キリストはそんな者たちに教会すなわちご自分の花嫁をゆだねることは決してよしとされず、それゆえそんな者たちに従ってはならない、と彼らは説くのである」。

このように、明らかに、聖書に描かれている初代教会や使徒たちの姿と現実の教会とが比較され、かくて目に見える教会が辛辣な批判を浴びている。平信徒が単純に聖書を読み、それをそのままとれば、そうした比較と疑念、批判を生むことは当然予想されることであつた。ワルド派はまさにその典型であつたと言えよう。

こうしてワルド派の場合に端的に現れているように、世俗との深いかかわりの中にあつた当時の教会にとって、そうした教会批判の規準規範となりうる聖書は目ざわりな存在であり、平信徒の手に渡すには“危険”な書物であつたと言わねばならない。

(3) 教理の規準として使われる

平信徒が自由に聖書を読むようになると、自分たちが教えられているさまざまな事柄を聖書で確かめたいと思うようになるのは当然であろう。いや、さらに、教会が使徒たちの生き方にならっていないのなら、その教会の教えも聖書とは違うところがあるのではないかという疑問も生じてくるであろう。こうして聖書は、教会が教えていることを平信徒がいちいち確かめる規準となる可能性があつた。これもまた、教理がいまだ流動的で明確に確立しているとは言い

がたい中世のローマ・カトリック教会にとっては特に、警戒せざるをえないことであった。

この点に関してもワルド派は、この可能性が現実になった例であったと言える。彼らは自分たちで聖書を読み、教会から教えられていることを聖書と照らし合わせるようになっていく。その結果、教会が教えていることであっても聖書に明記されていないものは、彼らはこれをしりぞけるようになる。

ワルド派は聖書を、教理の規準とした。教会の教えの中で、《十戒》や《主の祈り》など、聖書に述べられているものはそのまま受け継いでいるが、聖書にないものは、たとえそれが教会の重要な教理であっても、彼らは拒否している。つまり教会の教えを聖書によって取捨選択したと言える。教会の重要な教説でありながらワルド派が否定したものを、具体的にいくつか挙げてみよう。⁽⁴⁷⁾ いずれも異端審問官たちが報告しているものである。

・煉 獄

「煉獄の罰などというものは、この世においてしかない、と彼らは主張する。死者には教会の執り成しも、彼らのためになされるどんなことも、何の効果もないと言うのである」⁽⁴⁸⁾
(ブルボンのステファヌス)。

「彼らは煉獄を否定する。選ばれた者は天国に行き、滅びる者は地獄に行く。そのどちらかしかないと言う」⁽⁴⁹⁾ (パッサウの異端審問官)。

「ワルド派は、死後には煉獄などない、従って死者のための祈りも施しもミサも、その他の善行も、役に立たないと主張する」。「彼らの説くところによれば、魂は肉体を離れるやいなや、救わるべき者はすぐに天国に、滅ぶべき者は地獄に行く。死後には魂の住まいとしては天国か地獄しかない、と言うのである」⁽⁵⁰⁾ (ギィ)。

・聖人崇敬

「教会を照らすために諸聖人にろうそくを供える者たちは嘲笑すべきだと彼らは言う。……また、諸聖人の祝日を守る者たちは物笑いの種であり、聖人の祝日に働いても一世間から非難されるというところはあるが一罪を犯すことにはならない、と言う。また、断食の規定を無視し、どんな日に肉を食べても決して罪を犯すことにはならない、そのために非難されることはあっても、と彼らは言う」⁽⁵¹⁾ (ステファヌス)。

「教会において、諸聖人の功績や祈りによってなされた奇跡など、実際にはない、聖人たちの誰も奇跡など行わなかったのだから、と彼らは言う。また、諸聖人は天において、地上の我々がささげる祈りを聞きもしなければ、我々のささげる崇敬に注意を払うこともない。聖人たちは我々のために祈ったりしないから、諸聖人の代禱を願っても無駄だと彼らはこっそりほめかすのである。かくてワルド派は、我々が諸聖人を崇敬して厳かに行う祝祭やその他の行為を軽べつし、祝祭日には彼らは一もし問題なくできるようなら一働くのである」⁽⁵²⁾ (ギィ)。

・罪の赦し

「すべての善人は司祭であり、罪を赦す力—教皇だけが持つておられると我々が信じているところの—を持つと彼らは言う。さらに、これは彼らの信仰の本性を明らかにするために述べるのだが、彼らは、神のみが罪を赦すことができになるが、しかしすべての善人も同じことができる。なぜなら善人の内に住まわれる神—このおかたによって人はすべてのものを結びかつ解くことができるのであるが—は善人を通してのみそうなさるのである、と主張

する。彼らは教会の赦免や破門を軽べつする。神だけが破門することがおできになるのだから、⁵³「と言うのである」(ステファヌス)。

・贖宥

「彼らは教皇の贖宥や赦免、教会のつなぎ解く権威を馬鹿にし、教会や祭壇の献堂や聖別を石のお祭りと呼ぶ」⁵⁴(ステファヌス)。

「この宗派(ワルド派)は、教会の高位聖職者たちによって定められ認められている贖宥を馬鹿にし、何の価値もないと言う」⁵⁵(ギィ)。

・ミサ

「キリストの御からだと御血を、彼らは実際にそうだと信じない。それはただの祝福されたパンであって、比喩的にキリストのからだと言われているにすぎない、ちょうど『この岩はキリストにほかならない』〔コリント第二10：4〕などと言われているように、(と彼らは言う)」⁵⁶(アウクスブルクのダーヴィト〔説教家・異端審問官。1272年没〕)。

・祈り

「また彼らは《主の祈り》しか唱えず、教えず、認めない。彼らは“アヴェ・マリア”という聖母マリアへの挨拶〔天使祝詞〕も、“我、神を信ず”という使徒信経も用いない。なぜならこれらはローマ教会が作ったものでキリストによるものではないから、と彼らは言う」⁵⁷(ギィ)。

・礼拝の対象

「神のみがあらゆる種類の賛美をもってあがめられるべきであって、十字架や、我々がキリストの御からだと呼びまたそう信じているものや、聖人たちやその像を崇める者たちは罪を犯している、と彼らは主張する」⁵⁸(ステファヌス)。

・救い

「彼らは言う、救われるためには神にだけ告白すればよいのであって、人に告白する必要はない、また善行は救いに必要ではない、と。どんなに大きな、どんなに多くの罪を犯したとしても、悔い改めてから死ぬなら、ただちに天国に入る。と」⁵⁹(ステファヌス)。

・教会

「彼らは、ローマ教会は黙示録に記されているバビロンの淫婦だと主張する。……ローマ教会に従わねばならないということを、彼らは完全に否定する」⁶⁰(ステファヌス)。

「教皇はあらゆる誤謬の頭であり……司教たちは書記でありパリサイ人たちである。……我々は聖職者たちに従ってはならず、ただ神にのみ従うべきである(と彼らは言う)。……彼らは公会議や宗教会議、諸集会を軽べつする。……彼らは、善き平信徒はすべて司祭に、使徒になりうる、使徒たちは平信徒だったのだから、と言う。……また彼らは、すべての平信徒は、女でさえも、説教すべきだと言う」⁶¹(パッサウの異端審問官)。

「彼らは自分たちだけがキリストの教会でありキリストの弟子であると主張する。自分たちこそ使徒の後継者であり、使徒的権威を持ち、つなぎ解く鍵を持つと彼らは言う。……ローマ教会はバビロンの淫婦で、それに従う者は皆滅びる(と彼らは言う)。……祝祭、断食日、叙品、聖別式、教会の聖務、及びこれらに類する事柄を、彼らは全て拒否する」⁶²(ターヴィト)。

「この宗派は、宗規に関する教会の裁可も教皇令も全然認めず、また断食や祝祭遵守や教

父たちの教令に関する規定も認めない。正しい道からそれてしまったために、彼らはそれらに何の価値も認めず、ただ軽べつし、拒絶し、非難するのである。」

「彼らの目には、ローマ教会の聖なる品級は神によるものでなく、全く人間の言い伝えによるものと見えるのである」(ギィ)。

以上、教会が説く重要な教えでありながらワルド派が否定したものをいくつか見てきた。これらは明らかに、確たる聖書的根拠がないもの、聖書に明記されていないものばかりであったと言える。つまりワルド派は、聖書を規準として教会の教えを確かめ、そこに記されていないものは人間の教えだとしてしりぞけていったと考えられる。

平信徒が聖書を自国語で読むと、聖書を規準として教理を確認するようになり、これは教会にとって歓迎すべからざる結果を招く恐れがあったわけであるが、この恐れが現実となった姿が、まさにこのワルド派に見られると言えるのである。

このように聖書は、西欧中世において、(1)平信徒の自由説教を引き起こす、(2)教会に対する批判を生み出す、(3)教理の規準として用いられることによって聖書に明記されていない教えの否定をもたらす、などの可能性を持つものであり、従って教会にとっては「危険」な書物であったと言わねばならない。この「危険」な書物を、ワルド派はその最初から中心に据えた。ワルド派運動の中核は、教会にとっての危険性をはらむこの自国語聖書であった。とすれば、そのワルド派が「異端」とされざるをえなかったのは、むしろ当然とも言える一面があるのではないか。そして、ワルド派が教会よりも聖書を上置こう、聖書にこそ究極の権威を認めようとする限り、教会は彼らを排除せざるをえなかったのではないか。

聖書の持つこの「危険」性には、教会側も気づいていた。そしてそれが特にワルド派において大きく現実化した時、教会はどうしたか、どうせざるをえなかったか、それを次に見てみたい。

IV 教会側の「聖書」対策

カタリ派、ワルド派を中心とする諸異端の隆盛に対して、教会側はいくつかの対策を講じるようになる。特に顕著なものの一つは托鉢修道会の認可(1216ドミニコ会、1223年フランチェスコ会)であり、いま一つは異端審問制の確立(1223年)である。前者は、これまでの教会側に欠落しがちであった側面、すなわち「説教」活動と「清貧」の実践という面において、教会の欠けを補うものであり、その意味で大きな意義を有するものであった。また後者は、異端を撲滅する断固たる意志と力と方法とを具体的に示すものであり、ドミニコ会を中心とする托鉢修道士たちはここでも大きな役割を演じるようになる。

こうした硬軟両様の対策と共に、もう一つの異端対策を教会側は講ずる。それは「聖書所有禁止令」である。ただしこれを見る前に、前章で見たような「聖書の危険性」を、教会側はどう考えていたのか、どの程度認識していたのか、ということを見てもおきたい。

(一) 聖書を読むことに対する教皇たちの警告

英国の中世史家ディーンズリ女史によれば、聖書を俗語に訳すことの危険性について、公的

に最初に触れたのはグレゴリウス七世だという。それは同教皇の1080年1月2日付のボヘミア公宛ての書簡である。自国語で儀式を執り行うことを非とする内容のものであるが、そこには平信徒が聖書を自国語で読んだ場合の危険性がすでに予見されている——

「貴国においてスラヴ語で聖務を執り行うことを許可してほしいという貴下の要望に対して答える。我々としてはこの申し立ては決して認めるわけにはいかないということを承知されたい。事態を注意深く考慮すれば明らかであろうが、神は聖書を幾分かあいまいなままにしておくことをよしとされた。もし聖書がすべての者に明瞭であったなら、それは限られた知性しか持たぬ大衆によって俗化してしまい、もはや尊敬に値しないものとなり、また誤解されて人々を誤謬へと導くものともなりかねないからである。これまで篤信の人々が、単純な者たちのそうした要望に忍耐強く応じてきたとか、これまでとがめなしにすんできたとか言っても、それは何の口実にもならない。初代教会は多くの事柄を見過ごしにしまったために、後になってキリスト教が確立し宗教儀式が増えたとき、教父たちが綿密に調べて正したのである。

それゆえ、我々は聖ペテロの権威によって、貴下の民が無分別に求めているこのことを禁じ、かつ貴下があらゆる可能な手段によって、この軽率な行いを阻止するよう命じるものである」。

グレゴリウス七世の言わんとするところは明白である。俗語による聖務執行を彼は禁じているのであるが、同時に聖書を引き合いに出し、聖書が一般民衆に読まれ理解されることにも反対している。ディーンズリはここには二つの理由があるとする。一つはグレゴリウスが東方教会との対抗上の意味もあってラテン語を教会の公用語として保持したかったため、もう一つはグレゴリウス七世こそ他のどの教皇にもまして、聖職者を平信徒から切り離し、また聖職者たちを教導職たるにふさわしいものにしようと努めたため、というのである。聖職者を平信徒とは区別し切り離すことの一環として、聖書を平信徒から遠ざけ、聖職者だけがラテン語で読むものとしておこうとしたとするこの指摘は興味深い。なぜなら聖職者と俗人との截然たる区別こそ、「世界のあるべき秩序を求めての戦い」(テレンバッハ)とされる《叙任権闘争》の中心点であったからである。

それはともかく、これら二つの動機のほかに、グレゴリウスは聖書の内容についても懸念していたのではあるまいか。「もし聖書がすべての者に明瞭であったなら……誤解されて人々を誤謬へと導くものともなりかねない」とか、「初代教会は多くの事柄を見過ごしにくたために、後になって……教父たちが……正した」というような言い方の中に、聖書は一般大衆がそのまま理解するには不向きであり、また聖書だけが現実のローマ教会の教えの規準となっているのではないという含みを感じられる。平信徒が聖書を自国語で読んでそのまま受けとることの「危険」を、明敏なグレゴリウスは見抜いていたに違いない。

一世紀余り後の1199年、教皇インノケンティウス三世もまた、メッツの教会にあてた書簡の中で、平信徒が聖書を読むことの危険性を指摘している。この書簡の初めの部分はⅡ章でも触れたが、そのあとの部分でインノケンティウスはこう述べる——

「信仰の奥義は、いたる所ですべての人に説明すべきものではない。事実、いたる所で、すべての人によって理解されるのではなく、理解力を持つ信徒だけに理解されるものである。したがって、使徒は単純な人々に向かって、『キリストにおける幼児のように、あなたがた

に乳を飲ませて、堅い食物を与えなかった』（1コリント3・2）と言ったのである。……聖書は奥深いものであって、単純な人や無学な人だけでなく、慎重な人や学者にとっても、それを十分に理解することはできない。そのため、聖書は、『多くの人が探り出すことに失敗した』（詩編63・7）と言っている。したがって、昔の神法には、シナイ山に触れた動物は石殺しにすべきであると定められていたが、これは正しい（ヘブライ12・20；出エジプト記19・12～13参照）。すなわち、単純な者が、聖書の崇高な頂に達しようとしたり、これを他人に説いたりしてはならないというのである。----」

この書簡にも、グレゴリウスの場合と同様、平信徒が聖書を読むことに対する警戒の念が顕著である。平信徒は聖書など読まなくていい、いや読むべきではない。それは教会の聖職者たちに任せておけばよい。平信徒には聖書の奥義はわかるはずがないし、かえって混乱させ、害になりかねない----と言うのである。

グレゴリウス七世とインノケンティウス三世、中世における代表的とも言うべきこの二人の教皇の書簡からうかがえるように、聖書の“危険”性を教会側はある程度認識していたと思われる。聖書は、確かに、西欧中世においては“危険”な代物であった。そしてその聖書を、実際に手に入れ、それを武器として教会に歯向かってきたのがワルド派であったと言える。この事態に対処するために、教会側は、この危険な書物を信徒の手から取り上げるという手段に出る。

（二）聖書所有禁止令の公布

1229年、南仏のトゥールーズで開かれた教会会議において、初めて公式に、聖書の所有が禁止される。この会議には、ナルボンヌやボルドーの大司教をはじめ多数の司教・高位聖職者たちが列席し、特に教皇庁の特使として枢機卿が派遣されていた。またトゥールーズ伯はもちろん、多くの諸侯も参加しており、きわめて大規模な会議であった。ここにおいて、カタリ派とワルド派を中心とする諸異端を鎮圧し、平和と秩序を回復することを主眼として、異端審問等を含む49の規定が定められたが、その第14条で明確にこう宣言される――

「平信徒は、詩編と聖務日課を除き、聖書の諸書を所有してはならない。また上記の書物であっても、その自国語訳を所有してはならない。我々は平信徒が、たまたま信心の念から詩編や聖務日課書や聖母マリア小聖務日課書を所持したいと願う場合を除き、旧新約聖書の諸書を所持することを禁ずる。ただし上記の書物であっても、それらの自国語訳を所持することは厳しく禁ずる。」

平信徒が聖書を所有し、自国語で読むことを禁止する。――教会は、平信徒が自国語の聖書を持ってこれを読むことの危険性を身をもって知ったのである。こうした禁止令が、特にワルド派を念頭において出されたものであることは明らかである。

1231年、ドイツはトリールの大司教がワルド派鎮圧のための教会会議を開いた。決議は残っていないが、聖書の禁止等を含め、1229年のトゥールーズ会議とほぼ同様の決議がなされたと見られる。

1234年、スペインのアラゴン王ディエゴ一世はタラゴナ宗教会議を主宰した。この会議は、異端審問を支持し異端を根絶させるために26の法令を定めたが、その第1条はこう告げる――

「何人といえども、ロマンス語の旧新約聖書の諸書を所有してはならない。もし誰か持っている者がいたなら、この法令布告後8日以内にそれを司教管区に引き渡し、焼却してもら

わなければならない。これをしない者は、聖職者であろうと平信徒であろうと、自ら疑いを晴らすまでは異端の嫌疑を受けることになる」。

ここでは自国語聖書に対する禁止は、さらに嚴重なものとなっている。聖職者でさえ持つてはならぬとされ、現に所有している者はすぐに司教に差し出して焼却してもらえというのである。

1246年、ベジエで開催されたナルボンヌ管区公会議では、異端鎮圧のための多くの対策が取り決められたが、その第36条には、「神学的書物—平信徒がラテン語のものを持つにせよ、聖職者が自国語のものを持つにせよ—が所持されぬよう、嚴重に監督せねばならない」と求められている。この「神学的書物」というのは聖書の翻訳を含めて指す言葉であろうと見られるが、いずれにしても教会側が聖書の翻訳や所持にきわめて神経質になっていたことは明らかである。

教会は聖書がもたらしかねない危険について、ある程度察知していた。教皇たちの書簡に見られるように。そしてその危険性が現実のものとなった時、すなわちワルド派の運動の中に具体化してきた時、教会は聖書の所有を禁止するという強硬手段に出る。こうした手段を取らざるをえなかったという教会側の対応それ自体が、中世の教会にとって聖書がどれほど“危険”な書物であったかを、よく示していると言わねばならない。聖書こそ異端を生み出す可能性のある恐るべき書であると、教会側はワルド派という実例を通してはじめて十分に知ることができた。そしてあわてて元凶たる自国語聖書を抹殺しようとしたのである。教会側のこのような聖書対策は、自国語聖書を持ち、読み、実践しようとする〈聖書主義〉こそ、ワルド派をして“異端”たらしめた大きな要因であったことをよく物語っているように思われる。

V おわりに

本稿では主として3つの事実を見てきた。まず第一に、ワルド派が最初から自国語の聖書を持ち、熱心に読み、それに単純に従おうとしたということ。第二に、ところが聖書は西欧中世においては、さまざまな意味で教会側にとって好ましくない書物であったということ。そして第三に、教皇たちも聖書の持つ危険性についてはある程度認識しており、そして現実にはワルド派が聖書を拠り所として教会に対抗するようになると、教会側は聖書所有禁止令を出して聖書の影響を食い止めようとしたということ。

さて、そこでこれらの事実を重ね合わせてみると、ワルド派の出現に関して一つの道すじが浮かび上がってくる。すなわちワルド派“異端”の誕生には、むしろ教会側の対策の不手ぎわといったような外的要因もあったであろうが、しかし彼らが最初から自国語聖書を所有し熱心に読み、これに従おうとしたといういわば内的要因も、決して無視できないのではないかとことである。教会側がワルド派を異端に追い込んだというのは一つの側面ではあろうが、それが唯一の、ないしは決定的な要因であったと言うより、むしろ“聖書”こそ最も基本的な要因の一つであったと言えるのではなかろうか。

キリスト教は聖書を經典とするものであるが、西欧中世のキリスト教社会は聖書とはそぐわない要素を持っており、その意味で皮肉にも聖書は“危険”な書であった。その危険な書に最初からこだわり、あくまで聖書の言葉に固執しようとしたワルド派は、もともと中世キリスト教社会の枠にはおさまりきれないという面があったのではないか。教会がワルド派を異端にしたという側面があると同時に、その徹底した聖書主義のゆえにワルド派は自ら異端となったと

いう側面もあるのではないか。教会がワルド派を遠くに追いやったという面があると同時に、聖書を最高の権威とすることによってワルド派自らが、教会から遠く離れることになる道を歩み始めていたとも言えるのではないか。前者を強調するの余り後者を無視したり軽視したりするのは片手落ちと言わねばならない。外的要因と内的要因の両方を含めてこそ、ワルド派の正しい理解に少しでも近づけるのではなからうか。

注

- (1) ワルド派がいわゆる“異端”であったかどうかそれ自体についてもさまざまな見方がある（今野國雄『西欧中世の社会と教会』岩波書店、1973年、469-475頁、同『西洋中世世界の発展』岩波書店、1979年、169-174頁等参照）。しかしワルド派が中世ヨーロッパにおいて“異端”とされたことはまぎれもない事実であり、本稿はこの西欧中世におけるワルド派の異端性を問うものである。
- (2) J. B. Russell, ed, *Religious Dissent in the Middle Ages*, 1971, p41.
- (3) M. Lambert, *Medieval Heresy: Popular Movements from Bogomil to Hus*, 1976, p.67.
- (4) T.Manteuffelは異端の出現一般について次のように評するが、これは社会的枠組の中での外的要因を重視する近年の異端研究の傾向をよく示している：「《異端の誕生》というより、《異端の形成》という表現のほうがより適切であろう。なぜなら異端は生まれてくるのではなく、つまり、少なくとも本質的に異端的な教義を常に作り出すというものでなく、むしろ外的状況によってでき上がる、あるいは形造られるものだからである」。(Jacques Le Goff, ed, *Hérésies et sociétés dans l'Europe pré industrielle 11e 18e siècles*, 1968, p.100.
- (5) G.Leff, *Heresy in the Later Middle Ages: The Relation of Heterodoxy to Dissent, c.1250- c.1450*, 1967, 2:449.
- (6) J.B.Russell, *op. cit.* p.41.
- (7) 拙稿「ワルド派の起源について」『史学雑誌』78編10号（1969年）31-45頁、参照。
- (8) これに関する最近の研究として、神崎忠昭「ある異端者の回心—ヴァルデスの位置づけの試み」『史学』56巻1号19-54頁（1986年）がある。史料を丹念にたどりつつ、新しい宗教生活を求めるいわば一つの時代精神の反映としてワルドーの回心を捉えている。
- (9) *Chronicon universale anonymi Laudunensis*, ed. G.Waitz, in *Monumenta Germaniae historica, Scriptorum*, XXVI, 447 (quoted in W.L.Wakefield and A.P.Evans, eds, *Heresies of the High Middle Ages: Selected Sources*, 1969, p.201. 以下 WEH と略記)。
- (10) *Stephani de Borbone tractatus de diversis materiis praedicabilis* IV. vii. 342, in Albert Lecoy de la Marche, ed, *Anecdotes historiques, légendes et apologues tirées du recueil inedit d' Etienne de Bourbon, dominicain du XIII^e siècle*, pp.290~292 (WEH, p. 209).
- (11) *Ibid.*, (WEH, pp.209~210).
- (12) *Chronicon universale anonymi Laudunensis*, in *MGH, Scriptorum*, XXVI, 449 (WEH, p.203).
- (13) *De nugis curialium* I, xxxi (WEH, p.203)
- (14) *Stephani de Borbone*. IV.vii.342 (WEH, p.210).
- (15) *Hérésie et Société*, p.99参照。また W.L.Wakefield も言う、ワルドーが「あくまで宣教にこだわって、とうとう教皇と大司教による禁止を無視してしまうまでは、ワルドーはあらゆる点でアッシジのフランシスの先駆者に見える。〔教会の〕権威に喜んで従うかどうか、両者の根本的な違いだった」と (WEH, p.200)。確かに使徒的“清貧”や“説教”という点で両者は共通しているが、しかし教会を唯一の権威と見なすか、それとも聖書を唯一の権威と見なすかという点では、基本的に異なっている。単なる不服従というより、その不服従の理由が重要である。すなわち、教会に代えて聖書を究極

の権威と見なしたから、つまり教会に代わる聖書という別の拠り所を見出しえたから、教皇や大司教の命令をも無視するようになっていったと考えるべきであろう。

- (16) Ch, Thouzellier, *Catharism et Valdeism en Languedoc à la fin du XIIe et au début du XIIIe siècle : Politique pontificale-Controverses*, 1966. pp.27-36; *WEH*, pp.204~208参照。
- (17) Mansi, *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, XXII,477. H.デンツィンガー編, A.シェーンメッター増補改訂『改訂版, カトリック教会文書資料集』(A.ジンマーマン監修, 浜 寛五郎訳) エンデルレ書店, 昭和57年, より引用。同書172頁。
- (18) Thouzellier, *op.cit.* pp.50~51. *WEH*, pp.210~211.
- (19) *Bernardi abbatis Fontis callid, ordinis praemonstratensis, Adversus Waldensium sectam liber*, in Migne, *Patrologia latina* CCIV. 793-95, 795-840 (*WEH*, pp.212-213).
- (20) 前掲拙稿の38頁以下を参照。
- (21) Migne, *PL* 214, cc.695-9 (デンツィンガー編『カトリック教会文書資料集』174頁より引用)。
- (22) Migne, *PL* 214, c.793 (M.Deanesly, *The Lollard Bible and Other Medieval Biblical Versions*, 1920, pp.32-33)。
- (23) Deanesly, *op. cit.*, p.33.
- (24) *Alani de Insulis De fide catholica contra haereticos sui temporis* II .i, in Migne, *PL*, CCX, 377-380 (*WEH*, pp.217-218).
- (25) G.Gonnet, *Enchiridion Fontium Valdensium*, pp.103-119 (quoted in Russell, *op.cit.* p.53.)
- (26) Bernard Gui, *Manuel de L'inquisiteur* (ed.&trans.G.Mollat, 1964), 1 : 39, 41, 61.
- (27) *Magna Bibliotheca Veterum patrum*, XIII.299, 300 (quoted in Deanesly. *op.cit.* p.62).
- (28) G.Gonnet, "Waldensia", *Revue d'Histoire et de Philosophie Religieuses* 33 (1953), p.209参照。
- (29) E.Comba, *History of the Waldenses of Italy, from Their Origin to the Reformation* (trans.T.E.Comba, 1889), p.261.
- (30) Deanesly, *op.cit.*, p.2.
- (31) H.Grundmann, *Ketzergeschichte des Mittelalters. Die Kirche in Ihrer Geschichte : Ein Handbuch*, 1963, p.30 (今野國雄訳『中世異端史』創文社, 昭和49年, 56頁より引用)。
- (32) Thouzellier, *op.cit.*, p.54.
- (33) E.S.Davison, *Forerunners of Saint Francis, and other Studies*, ed.G.R.B. Richards, 1928, pp.260-261, など。
- (34) 堀米庸三『正統と異端』中央公論社, 昭和39年, 157-160頁参照。
- (35) E.Troeltsch, *The Social Teaching of the Christian Churches* (trans.O.Wyon, 1960) 1 : 338より。
- (36) Lambert, *op.cit.*, p.68参照。
- (37) *WEH*, p.218.
- (38) Mansi, *Sacrorum Conciliorum nova collectio*, 22, 990A (『カトリック教会文書資料集』188~189頁より引用)。
- (39) Gui, 1 : 49.
- (40) *Ibid.*, 1 : 63.
- (41) Marc Bloch, *La société féodale* (1939-40).邦訳, 新村猛他訳『封建社会』2, みすず書房, 1977年, 66~67頁より引用。
- (42) Walter Map, *De nugis* (*WEH*, p.204).傍点は筆者。なお Lambert, p.69参照。
- (43) *WEH*, p.349.
- (44) Gui, 1 : 47.
- (45) *Ibid.*, 1 : 59, 61.

- (46) *Ibid.*, 1 : 45, 55, 等参照。
- (47) ワルド派の初期の教理に関しては, H.C.Vedder, “Origin and Early Teachings of the Waldenses, According to Roman Catholic Writers of the Thirteenth Century,” *American Journal of Theology* 4 (1900) の pp.481~486 によく整理して紹介されている。
- (48) *WEH*, p.347.
- (49) W.Preger, ed. *Beiträge zur Geschichte der Waldesier im Mittelalter*, in *Abhandlungen der historischen Classe der königlich bayerischen Akademie der Wissenschaften*, III. CI, XIII, Bd. 1 (1875) (quoted in Vedder, *op.cit.*, p.482).
- (50) *Gui*, 1 : 47, 63.
- (51) *WEH*, p.349.
- (52) *Gui*, 1 : 47, 49.
- (53) *WEH*, pp.347-348.
- (54) *Ibid.*, p.348.
- (55) *Gui*, 1 : 43.
- (56) W.Preger, ed., *Der Tractat des David von Augsburg über die Waldesier*, in *Abhandlungen der historischen Classe der Königlich bayerischen Akademie der Wissenschaften*, III, CI. XIV. Bd. 2 (1878), (Vedder, *op.cit.* p.483).
- (57) *Gui*, 1 : 55.
- (58) *WEH*, p.349.
- (59) *Ibid.*, pp.348-349.
- (60) *Ibid.*, p.349.
- (61) Vedder, *op.cit.*, p.486.
- (62) *Ibid.*, p.483.
- (63) *Gui*, 1 : 41, 47
- (64) これらについては, 樺山紘一“西欧キリスト教と異端”(会田雄次・中村賢二郎編『異端運動の研究』京都大学人文科学研究所, 昭和49年) 16, 24-25頁, 今野國雄『西欧中世の社会と教会』480-486頁, Arno Borst, *Die Katharer* (1953) 邦訳, 藤代幸一訳『中世の異端カタリ派』新泉社, 1975年, 116~121頁, グルントマン『中世異端史』62~73頁等参照。
- (65) Deanesly, *op.cit.*, p.372.
- (66) *The Correspondence of Pope Gregory V II : Selected Letters From the Registrum*, trans. E.Emerton, *Records of Civilization*, XIV (1932), p.148.
- (67) Deanesly, *op.cit.*, p.372.
- (68) G.Tellenbach, *Church, State and Christian Society at the time of the Investiture Contest*, trans. R.F.Bennett (1948) p.1. cf. p.162.
- (69) Migne, *PL*, CCXIV, 696 (『カトリック教会文書資料集』175頁より引用)。
- (70) *Mansi*, 23, 197 (Deanesly, *op.cit.*, pp.36-37).
- (71) Deanesly, *op.cit.* p.61.
- (72) E.Martene & A.Durand, *Veterum Scriptorum et Monumentorum amplissima collectio*, vol. 7, 123は“1233”年とするが, *Mansi* 23, 329は“1234”年とする。H.C.Leaも (Henry Charles Lea, *A History of the Inquisition of the Middle Ages* [1888] 1 : 323, 324), Vedderも (*op.cit.* p.477), “1234”年をとっている。
- (73) *Vet. Mon.*, vol. 7, 123 (Deanesly, *op.cit.* p.48).
- (74) *Mansi*, 23, 724 (Deanesly, *op.cit.* p.38).
- (75) Deanesly, *op.cit.* p.38.

〔付記〕本稿はその骨子を米国 Andrews Univ., School of Graduate Studiesにおける Master Project: "What Made the Waldenses a 'Heresy' in the Middle Ages" (1977) に負っている。これを圧縮整理しつつ随所に手を入れたものである。なお「ワルドー」「ヴァルドー」「ヴァルデス」「ヴァルデシウス」, 「ワルド派」「ワルドー派」「ヴァルドー派」「ヴァルデス派」等, 幾種類かの表記法があるが, 本稿では「ワルドー」「ワルド派」とした。表記の統一が待たれるところである。

Summary

I Introduction

Recently emphasis has been given to the view that the rise of the Waldensian heresy was due primarily to external factors: that is, the strong attitude, the hard policy, of the Church drove them into a heresy. In a sense this is true, but not entirely so. Besides the external circumstances, there probably existed an intrinsic cause. It was the fact that from the first they held the Bible in their own language. This paper attempts to show that the "biblicism" of the Waldenses was one of the most fundamental factors that led them into the way of a "heresy".

II The Early Waldenses and the Bible

The Waldenses, from their origin, were a people of the Bible. Documents by contemporary Catholic writers indicate that, from the very outset, they possessed the Bible in the vernacular, read it, and tried to obey it completely. They preached according to the precepts of the Bible, and their messages were based on it. Their meetings were opportunities to teach it. They considered the Bible the ultimate authority of belief, and the Bible was, in a real sense, their standard of faith and practice.

III The Danger of the Bible in the High Middle Ages

The Bible has been the standard of christian belief and practice through all ages. During the Middle Ages, however, the Bible was considered a dangerous book by the Church. The threat that the Bible presented to the Medieval Church were as follows:

1. It might cause lay preaching.
2. It might cause criticism of the Church.
3. It could be used as a test of the teachings of the Church.

For these reasons, at least, the Bible was a "dangerous" book to the Medieval Church. Therefore it is significant that the Waldenses adhered to this "dangerous" book from the beginning, and thus it can be said that it was rather natural that they became a "heresy" in the Middle Ages.

IV The Attitude of the Church toward the Bible

The Medieval Church had been aware of the danger of the Bible. Papal warnings against Bible reading by the laity are the proof of this. When this possible danger became an actual one, that is, when this danger was fully embodied by the Waldenses,

the Church took strong measures in order to remove this danger : Official Prohibition Against Holding the Bible. This reaction itself reveals how dangerous the Bible was for the Medieval Church.

V Conclusion

As a result of studying the historical facts about the Waldenses, three facts are clear : first, they possessed, read, and tried to obey the Bible from the very beginning ; second, the Bible was a dangerous book for the Medieval Church ; third, popes had cautioned against Bible reading by laymen, and the Church, after the rise of the Waldenses, took decisive measures, that is, official prohibition against holding the Bible.

From these three facts, it can be concluded that Bible reading was one of the most fundamental causes that brought about the Waldensian “heresy”. If this factor is neglected, the whole Waldensian movement would not be explained fully. Bible reading was one of the most fundamental factors that made the Waldenses a “heresy” in the Middle Ages.